


○「排出者責任」と「拡大生産者責任」がキーワードです。その具体化を進めます。

排出者責任 ゴミを捨てる人が、捨てるようとするゴミのリサイクルや処分に責任をもつこと。


- ゴミをきちんと分別すること
- 事業者が自分のゴミのリサイクル・処理を自ら行うこと

拡大生産者責任 モノを作る人や販売する人が、そのモノがゴミになった後まで一定の責任を負うこと。

- リサイクル・処理しやすいように設計や材質を工夫すること
- リサイクル・処理しやすいように材質等を表示すること
- ゴミになったモノの特性に応じてその引取り・リサイクルを実施する



この考え方をどう具体化していくかが、これからの課題なんだよ。




ゴミを捨てる人の責任と、モノを作る人の責任がはっきりと書いてあるのですね。

○基本計画を策定し、みんなで一体となって循環型社会づくりを進めます。

中央環境審議会から、基本計画の具体的指針と基本計画の案について意見を聴きます。
広く国民の意見を聴きます。

↓
循環型社会形成推進基本計画を策定します。
おおむね5年ごとに基本計画を見直します。

↓
みんなが一体となって循環型社会づくりを進めます。



循環型社会づくりは、みんなが主人公になるものだから、みんなで知恵をだしあって、良い計画を作っていかなければね。

○このほか、循環型社会づくりのために国が実施する施策を明らかにしています。

- ゴミの発生抑制のための措置
- ゴミの適正処分を確保するための規制等の措置
- ゴミ処理施設の整備等による公害の発生の防止のための措置
- 再生品の使用の促進のための措置
- 不法投棄等により環境保全上の支障が生ずる場合の原状回復等の措置 など

合わせて廃棄物処理法の改正など 5つの個別の法律も整備されました

「循環型社会形成推進基本法」に合わせて、これら法律を一体的に運用することにより、循環型社会の形成に向けて実効ある取組を進めていきます。

環境基本法

循環型社会形成推進基本法 (基本的枠組み法)

廃棄物処理法

(改正)

ゴミの発生抑制と適正なりサイクルや処分を確保。

資源有効利用促進法

(整備)

ゴミの発生抑制、リユース、リサイクルを促進。

容器包装リサイクル法

(既制定)

容器包装の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけ。

家電リサイクル法

(既制定)

家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収・リサイクルを義務づけ。

建設リサイクル法

(新規制定)

建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務づけ。

食品リサイクル法

(新規制定)

食品の製造・販売事業者、レストランなどに、食品残さの発生抑制やリサイクルなどを義務づけ。

グリーン購入法

(新規制定)

国等が率先して再生品などの調達を推進。